

令和3年度事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

I. 基本方針

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の中、その防止対策のため国内外の移動制限が各国で実施されるなどにより旅行業、航空会社等多くの産業が影響を受けるとともに、国内は、「三つの密」や「五つの小」等の感染予防対策として営業自粛が求められ、飲食業経営を始め国民の生活や経済活動に大きなダメージを及ぼしたところです。こうした状況下において建設産業は、河川や道路等社会資本やライフライン等の整備、維持管理のため、緊急事態宣言下においても事業の継続が認められ、建設現場の安全対策に新型コロナウイルス感染防止対策を加えて粛々と事業を進めてきました。現時点においても新型コロナウイルス感染防止対策の強力な実施が求められており、請負産業である我々建設産業は、発注者となる特に民間企業の設備投資意欲の動向や既に終了した東京オリンピック・パラリンピック競技施設工事の反動とが重なることで、請負金額のダンピングに懸念を抱かざるを得ない状況となっています。しかし経済状況の如何を問わず、近年、局地的な自然災害が恒常的に発生しており、これの復旧や予防及び老朽化している社会基盤整備への対応など、国民生活の安全・安心を守るため建設業の活動を止めるわけにはいきません。

また、国内の働き方改革推進の流れの中、建設産業は予ねてからの担い手確保の問題が他の産業に増して喫緊の課題であることが浮き彫りになっており、国土交通省においても、建設産業政策 2017+10 の策定以降、いわゆる「担い手三法」の改正など建設産業の担い手確保のための諸々の施策を展開しています。

当会としても、平成30年第17回総会において将来を担う若者が希望を持って入職できる環境整備、健全な建設産業を目指すための決意表明として、「技能労働者の直用化、月給制、週休二日制導入に向けた取組等を含む5項目に亘る決議を行って、実現に向けて諸活動を実施しています。

特に、前年度から建設技能労働者の処遇改善の道筋とするための「建設キャリアアップシステム」の円滑な稼働にあたっては、国土交通省、元請企業

団体等と連携しながら、「官民施策パック」の合言葉の下、建専連として当該制度のカード取得を積極的に啓発及び推進しているところです。

令和3年度事業においても、引き続き、建設専門業に働く職人の処遇改善の実現のため、ダンピング防止対策に注視しつつ適正な競争環境の整備、社会保険未加入対策、標準見積書の活用推進、重層下請構造の是正、技能労働者の確保・育成のための諸活動として、例年の行事である「地方整備局等との意見交換会」、「国土交通本省との意見交換」、「全国大会」、「経営革新支援研修会」を開催し、建設専門業の社会的経済的地位の向上といった建専連の設立目的に沿うよう活動して参ります。

これらの事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しつつ、その開催方法についてWEB利用など適切な対応措置を行って参ります。

加えて、専門工事業者の地域貢献活動のPR、年収目標に見合った見積提示方策の検討、技能労働者の働き方改革への対応等についても元請団体はじめ関係官庁等と連携しながら、登録基幹技能者の適正な評価、若年者の建設業への理解や入職促進につながるよう活動して参ります。また、技能労働者の育成の中核的役割を担う「富士教育訓練センター」の活用支援や新型コロナ感染症対策の影響から十分な運用ができなかった特定技能外国人制度の利用団体への支援等にも継続的に取り組んで参ります。

Ⅱ. 実施事業

1. 建設専門業に係る施策確立等のための事業

(1) 企画委員会

- ①建専連の中長期的な方針・戦略づくり
- ②事業活動を展開していくための組織・財政基盤づくり
- ③人材の確保・育成のための諸課題に対する検討
- ④働き方改革における週休二日制、時間外労働対応に向けた取組
- ⑤建設業における女性入職推進、就労継続のための諸課題に対する検討
- ⑥専門工事業者の地域貢献活動の普及・PR
- ⑦若年者の確保等に向けた教育界等との連携に向けた検討 等

(1) - 1 専門部会

企画委員会の下部委員会として、団体会員の諸問題を議題として抽出し、対応施策や活動方針等の議論・検討を行い、企画委員会に提案

(2) 特別委員会
週休二日制 専門工事業の適正な評価等について検討

(3) 事業委員会
上記活動を具体化していくための調査研究、立案、調整

2. 建設専門業に係る情報収集並びに研修会等の開催に関する事業

- (1) 情報、資料等の収集ならびに提供
- (2) 建設専門業の経営革新支援研修会の開催
- (3) 法令違反等の情報収集窓口の運営
- (4) 建専連HPによる情報提供
- (5) 教育界との連携に向けた意見交換 等

3. 建設専門業の社会的経済的地位の向上を目的とした啓発・宣伝

- (1) ホームページ等の広報媒体を活用した、委員会での調査研究成果等の関係機関へのタイムリーな発信
- (2) 全国大会の開催によるPR
- (3) 関係機関のイベントやマスコミ等の媒体・手段を利用したPR
- (4) 関係機関等との意見交換会の開催および要請活動
- (5) 若年者等を対象とした建設業への理解や入職促進に関する情報提供の充実 等

4. 官公庁のその他関係機関に対する要請、意見具申、協力

- (1) 健全な建設産業の構築等を図るための要請活動
- (2) 施工条件・範囲リスト（標準モデル）の普及・活用を図るための活動
- (3) 中央建設業審議会など外部の各種委員会等に対する意見具申
- (4) 建設産業人材確保・育成推進協議会等への協賛、協力
- (5) 業種横断的な教育訓練施設等への協賛、協力
- (6) 外国人建設就労者受入事業への協力
- (7) 関係機関の事業運営等への協力
- (8) 関係行政機関、元請団体等との意見交換会の開催
- (9) 富士教育訓練センターの活用支援 等

5. その他目的を達成するための事業

- (1) 各種の受託事業
- (2) 専門工事業総合補償制度の拡充・普及に係る事業
- (3) 地区建専連との連絡調整および活動等への支援事業 等

Ⅲ. 庶務事項

1. 会員団体の数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正 会 員	33 団体	33 団体	33 団体
特別会員	2 団体	2 団体	2 団体
賛助会員	8団体	8 団体	8 団体

(注)令和3年4月1日現在の会員団体の名簿は、資料編:会員名簿のとおりである。